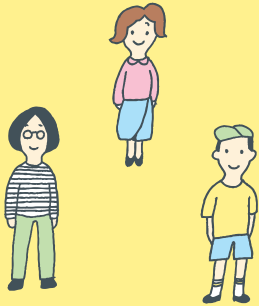


四街道市 新型コロナ関連情報

Information about COVID-19

新しい生活様式 一人一人ができる基本的な感染症対策

人と人との
距離は2m



ソーシャル
ディスタンスを心掛けて

会話をするときは
マスク着用



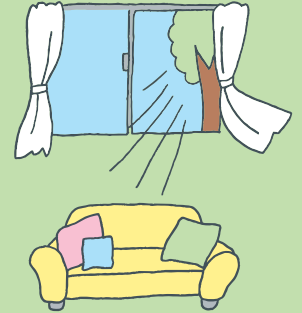
咳エチケットにも
気を付けて

手洗いは石けんと
流水で30秒



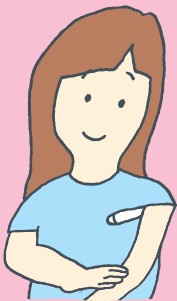
多くの人が触ったところに
触れたら手洗い

こまめに
換気



密集、密接、密閉の
「3密」を避けよう

毎朝の
健康チェック



発熱や風邪の症状が
ある場合は自宅で療養

買い物は1人で
すいた時間に



計画を立てて短時間で

すいた時間と
場所を選んで運動



遊びに行くなら
屋内より屋外

感染流行地への
移動は控える



地域の感染状況に注意

本冊子の内容は6月10日時点での情報を基に作成しています。
支援内容等に変更があった場合は市ホームページで公表します。

外国人の方へ
Information about COVID-19
关于新型冠状病毒肺炎的信息
코로나바이러스감염증-19 (코로나19)에 대해서
ین وفع یاه یرامیب دروم رد تاعالطا



個人・世帯向けの支援

休業者など	生活費の支援	1 緊急小口資金 ▶▶▶
	住居の支援	2 住居確保給付金 ▶▶▶
子どものいる家庭		ひとり親家庭等支援 生活を支援することを目的として、本市の児童扶養手当支給世帯（2年4月30日時点、全停止世帯は除く）に5万円を給付します。（申請不要） ☎ 子育て支援課 ☎421-6124
		児童生徒就学特別支援 経済的理由で就学が困難な家庭を支援するため、ひとり親家庭などを除く市内在住の準要保護世帯を対象に5万円を給付します。（申請不要） ☎ 学務課 ☎424-8932
		児童生徒家庭学習支援 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休校による、家庭での学習支援、読書活動の奨励として、市内在住・在学の小中学生1人につき5,000円の図書カードを配付します。（申請不要） ☎ 指導課 ☎424-8925
		妊産婦等支援 妊娠・出産した人に経済的支援として、5万円を給付します。対象は2年5月31日時点で住民登録があり、引き続き申請日時点でも本市に住民登録がある人で、6月30日までに妊娠届出を提出した人。（4月27日までに出産した人は除く）対象者には申請書を送付しました。（要申請、申請期限：8月31日） ☎ 健康増進課 ☎421-6100
若い夫婦の世帯		3 若者結婚応援 ▶▶▶
全ての市民		4 新しい指定ごみ袋の無料引換券を配布「家計応援事業」 ▶▶▶

その他の事業

遠隔手話通訳サービスの実施

新型コロナウイルスの感染が疑われる場合などで、手話通訳者が派遣できない状況や立ち会えない場所でも手話通訳が利用できるよう、スマートフォンなどのテレビ電話機能による遠隔手話通訳サービスを実施します。

問い合わせ 障害者支援課 ☎421-6122 FAX 421-2676

四街道応援動画の配信

みなさんに笑顔、エールを届ける動画を配信します。動画に使用する写真などを募集し、秋にはオリジナルソングとともに完結編として公開します。

応募内容：①たいせつなもの ②エールをテーマに写真など募集
応募期間：8月3日（月）まで（メールで受付）

問い合わせ 政策推進課 ☎421-6162

感染症対策に必要な備蓄品の購入

災害に備えて、避難所における感染拡大防止を目的とした、消毒液やマスクなどの備蓄の充実を図ります。

問い合わせ 危機管理室 ☎421-6102

24時間対応可能なチャットボットの導入

新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせに24時間対応できるよう、市ホームページにチャットボットを導入します。

※外国語にも対応

問い合わせ 政策推進課 ☎421-6162

1

①緊急小口資金（特例） ②緊急小口資金受給者支援

①新型コロナウイルス感染症の影響による休業などにより収入が減少した世帯に、緊急かつ一時的な生計維持のための必要な資金の貸し付けを行います。（審査あり）

貸付限度額 10万円以内（特例の場合は20万円以内）
据置期間 1年以内、返済期間2年以内
問い合わせ 社会福祉協議会 ☎421-3003

②緊急小口貸付の特例措置の申請を行った場合、市から5万円を給付します。

対象 2年3月25日以降に緊急小口資金特例貸付借入申込書を市社会福祉協議会などに提出し受理された人
申請・給付期間 8月31日（月）まで
（予算額に達し次第、締め切り）
申請方法 申請書、緊急小口資金特例貸付借入申込書の写し、振り込み口座の写し、公的身分証明書の写しを社会福祉課まで郵送、持参
問い合わせ 社会福祉課 ☎421-6123

※**2**②住居確保給付金受給者支援金と同時申請不可

2

①住居確保給付金 ②住居確保給付金受給者支援

①新型コロナウイルス感染症の影響による離職や自営業の廃止などにより経済的に困窮し、住居を喪失したまたは喪失する恐れのある人に、一定期間、家賃相当額を支給します。（審査あり）

支給金額 家賃実費（限度額以内）支給、
4万1千円～6万4千円を給付
支給期間 原則3カ月、延長最大9カ月
問い合わせ 社会福祉協議会 ☎421-3003

②住居確保給付金の支給の決定を受けた人に対して、市から5万円を給付します。

対象 2年4月20日以降に市から住居確保給付金の支給の決定を受けた人
申請期間 8月31日（月）まで
（予算額に達し次第、締め切り）
申請方法 申請書、住居確保給付金決定通知書の写しを社会福祉課まで郵送、持参
問い合わせ 社会福祉課 ☎421-6123

※**1**②緊急小口資金受給者支援金と同時申請不可

3

若者結婚応援

婚姻した世帯への経済的な支援を行うため、市内在住の若い新婚世帯を対象に給付金を支給します。

対象 ①2年3月1日～8月31日までの間に婚姻し、婚姻日においてともに34歳以下の夫婦であり、かつ市内在住の世帯
②①のうち、2年3月1日～6月30日までに結婚式を予約していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により結婚式を中止または延期した夫婦
支給金額 ①5万円
②10万円
申請期間 9月30日（水）まで
申請方法 申請書、婚姻を証明する書類（戸籍謄本または婚姻届受理証明書の原本）、本人確認書類の写し（申請者、配偶者）、結婚式を中止または延期したことがわかる書類（②のみ）を政策推進課まで提出（郵送可）
問い合わせ 政策推進課 ☎421-6161

4

新しい指定ごみ袋の無料引換券を配布 家計応援事業

外出自粛要請などによる家庭ごみの増加に伴う家計への負担軽減を図るため、全ての市民へ、新しい指定ごみ袋（可燃ごみ袋3組:30枚）と引き換えできる無料引換券を7月下旬に発送します。

※新しい指定ごみ袋は8月1日（土）から使用できます

対象 2年6月30日時点で住民基本台帳に記録されている人（申請不要）
問い合わせ 廃棄物対策課 ☎421-6132



事業者向けの支援

※新型コロナウイルス感染症の影響をうけた事業者が対象です

資金繰りの支援

融資

政府系金融機関による融資

売上が一定以上減少した企業などを対象にした無利子・無担保の融資

・特別貸付（生活衛生、旅館、飲食店向け特別枠あり）

⑤ 日本政策金融公庫 ☎0120-154-505（土日祝：☎0120-112-476）

・危機対応融資 ⑤ 商工組合中央金庫 ☎0120-542-711

・マル経融資 ⑤ 日本政策金融公庫千葉支店 ☎241-0078

民間金融機関による信用保証付融資

売上が一定以上減少した企業などを対象にした信用保証付きの融資

・セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証

⑤ 千葉県信用保証協会 ☎221-8110

・新型コロナウイルス感染症対応特別資金

⑤ 県経営支援課 ☎223-2707

給付

持続化給付金

売上が前年同月比50%以上減少した中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主など、その他各種法人などを対象にした給付金

⑤ 持続化給付金事業コールセンター

☎0120-115-570（IP電話：☎03-6831-0613）

千葉県中小企業再建支援金

売上が前年同月比50%以上減少した中小企業者、個人事業主を対象にした支援金

⑤ 同支援金相談センター ☎0570-04-4894

1 感染拡大防止に協力した個人事業主支援



2 飲食店等支援



休業に関する補償

委託を受け個人で仕事をする人

小学校休業等対応支援金

臨時休校などに伴う保護者の休暇支援のための支援金

⑤

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
☎0120-60-3999

従業員の休業など

小学校休業等対応助成金

臨時休校などに伴う保護者の休暇支援のための助成金

雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者に対する労働者の雇用維持のための助成

雇用維持サポート相談（社会保険労務士が対応）
☎223-3868

地域経済活性化支援

3 「さきめし」を活用した地域経済活性化



4 タクシーデリバリーサービス支援



その他の支援

奨励金の支給

新型コロナウイルス感染防止対策を支援することを目的として、介護サービス・障害福祉サービス事業所、保育施設などへ奨励金を支給します。

5 医療機関への支援、オンライン診療の促進



6 交通事業者への支援



問合せ

介護サービス事業所への支援 高齢者支援課 ☎388-8300

障害福祉サービス事業所への支援 障害者支援課 ☎421-6122

保育施設などへの支援 保育課 ☎421-2238

1

感染拡大防止に協力した 個人事業主への支援

市内で日常的に消費する商品や利用するサービスの提供をその場で行う店舗などを経営する、市内在住の個人事業主に対し、新型コロナウイルス感染防止対策への取り組みを支援するため協力金を支給します。

対象 市内に住んでいる個人事業主
※市内で店舗などを経営していても、市外に住む個人事業主は対象外
※法人（有限会社、株式会社、法人組織、団体など）は支給対象ではありません

支給金額 一律10万円

申請期間 8月31日（月）まで

問い合わせ 産業振興課 ☎421-6134

※**2** 飲食店などへの支援と同時申請不可

2

飲食店などへの支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少した飲食店などを経営する事業者に対し、事業継続の下支えと、まちの賑わいの維持を目的に、売上高の減少率に応じ支援金を支給します。

対象 食品衛生法に基づき営業許可を受け、市内で飲食店または喫茶店（ともに飲食する客室がある店舗に限る）を経営する、市内在住の個人事業主または市内に本店を置く法人

支給金額 前年同月比（2年1月～7月までのうち、任意のひと月）で売上高減少率が50%以上＝20万円、50%未満＝10万円

申請期間 8月31日（月）まで

問い合わせ 産業振興課 ☎421-6134

※**1** 感染拡大防止に協力した個人事業主への支援と同時申請不可

3

「さきめし」を活用した 地域経済活性化

新型コロナウイルス感染症の影響により、消費が低下している地域経済の活性化を目的に、飲食店などに対して、「さきめし」を活用した支援を行います。応援したいお店に対し、利用者が商品代金を先払いする仕組みにより、飲食店などへのお金の流れを確保するとともに、地域経済の活性化を図ります。

※詳細は追ってお知らせします

問い合わせ 産業振興課 ☎421-6134

4

タクシーデリバリー サービス支援

新型コロナウイルス感染防止に伴うデリバリーの需要に対応する飲食店などに対し、タクシー事業者によるデリバリーを依頼した際の経費の一部を補助します。（9月まで）

対象 国から有償貨物運送の許可を受けた市内のタクシー事業者を利用したデリバリーを行う飲食店など

支給金額 1件のデリバリーにつき500円を補助

問い合わせ 産業振興課 ☎421-6134

5

医療機関への支援、 オンライン診療の促進

新型コロナウイルス感染防止対策のための医療資材を市内医療機関と薬局へ配布します。（申請不要）

また、発熱等患者を診療する市内医療機関に助成金（病院：50万円、診療所：20万円）を支給します。（要申請）
オンラインや電話による診療などを行う市内医療機関、それに対応する調剤業務などを行う薬局に対して10万円の奨励金を支給します。（要申請）

申請期間 9月30日（水）まで

問い合わせ 健康増進課 ☎421-6100

6

交通事業者への支援

新型コロナウイルス感染防止対策を奨励するため、地域公共交通を担っている市内のバス・タクシー事業者に対し、奨励金を支給します。

対象 市内に本店を置くバス事業者（法人）（貸切バスを含む）／市内に本店を置かず、市内のバス路線を運行するバス事業者（法人）／市内に住所、または所在地を置くタクシー事業者（個人・法人）

申請期間 9月30日（水）まで

問い合わせ 政策推進課 ☎421-6161

① 受け取るためには申請が必要です

10万円の支給

特別定額給付金

「特別定額給付金」を受け取るためには申請が必要です。
申請は、マイナポータル、または郵送で行うことができます。

申請期限（最終日消印有効）

8月26日（水）

特別定額給付金に関する
お問い合わせ・相談

総務省コールセンター

0120-260020 平日、休日問わず
9:00～20:00

子育て世帯への 臨時特別給付金

2年4月分（3月分を含む）の児童
手当を受給する世帯（特例給付を
除く）に対し、臨時特別の給付金
（一時金）として、対象児童一人
につき1万円を支給します。

☎ 子育て支援課 ☎421-6124

税金・保険料の軽減措置

国民健康保険税、 後期高齢者医療保険料の減免

主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った、
または主たる生計維持者の事業収入・給与収入などが前
年より一定程度以上減少が見込まれる世帯を対象に元年
度分および2年度分（納期限が2年2月1日～3年3月31日
まで）を減免します。（その他所得要件あり）

☎お問い合わせ 国保年金課 ☎421-6125 / 421-6126

国民年金保険料の臨時特例免除

2年2月以降に収入が減少し、当年中の所得の見込みが
現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になる
ことが見込まれ、納付が困難となった場合、2年2月分
以降の国民年金保険料について臨時による特例免除申請
を行うことができます。

申請方法：国民年金保険料免除・納付猶予申請書と所得
の申出書を年金事務所または国保年金課へ持参、郵送
※申請書などは日本年金機構ホームページから入手可

☎お問い合わせ 国保年金課 ☎388-8400

市税などの徴収、市営住宅、 上下水道使用料のお支払いの猶予

事業などに係る収入に相当の減少があった人で、2年2
月1日～3年1月31日までに納期限が到来する個人市
県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健
康保険税は1年間、市税などの徴収を猶予します。（無
担保、延滞金免除）

また、市営住宅の使用料、水道料金、下水道使用料につ
いても所得の減少などで、お支払いすることが困難と
なった場合は、ご相談に応じますので、以下担当課まで
お問い合わせください。

☎お問い合わせ

市・県民税、法人市民税、
固定資産税、軽自動車税について
収税課 ☎421-6115

国民健康保険税
国保年金課 ☎421-6125

市営住宅について
建築課 ☎421-6147

水道料金、下水道使用料について
経營業務課 ☎421-3683
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 ☎433-1414
（市上下水道料金等徴収事務受託者）

傷病手当金を支給

国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感
染した場合、もしくは発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため
労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）、傷病手当金
を支給します。なお、支給を受けるためには、申請が必要です。

☎お問い合わせ

国保年金課
☎421-6125 / 421-6126

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと



部屋を分ける

個室にする
本人は極力部屋から出ない



感染者のお世話は できるだけ限られた人で

心臓、肺、腎臓に持病のある人、糖尿病の人、免疫の低下した人、妊娠中の人などが感染者のお世話をするのは避ける



マスクをつける

使用したマスクは他の部屋に持ち出さない
マスクの表面には触れない
マスクを外した後は必ず石けんで手を洗う



こまめに手洗い

洗っていない手で目や鼻、口などを触らない
・石けんと流水で15秒の手洗いを2回繰り返すのが効果的



換気

1時間に1回以上換気する、窓を開け放しにする
(他の部屋や共有部分も)



手で触れる 共有部分を消毒 スイッチ・ドアノブ・リモコン等

共有部分は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）で拭いた後、水拭きをする
・物に付着したウイルスはしばらく生存
・家庭用塩素系漂白剤を使用量の目安に従って薄めて使用



トイレ

ウイルスが飛び散らないようにフタがあればフタを閉めて水を流す
・トイレ内はよく換気
・手が触れる部分は、消毒液で拭く
(糞便からウイルスが検出されることがある)



汚れたリネン、 衣服の洗濯

体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、80℃、10分以上の熱湯消毒（家庭用塩素系漂白剤消毒も可）をしてから通常の洗濯をする
気になる場合は、他の人の分とは分けて洗濯する



ゴミは密閉して捨てる

唾液や痰を拭うのに使用したティッシュ、鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すとき、捨てるときは密閉する
その後は直ちに石けんで手を洗う

「新型コロナウイルスに感染したかも」と思ったらまずは相談を

相談・医療機関受診の目安（2年6月10日現在）

1

息苦しさ（呼吸困難）、
強いだるさ（倦怠感）、
高熱などの
強い症状のいずれかが
ある

2

高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器
疾患（COPD等）などの基礎疾患
がある人、透析を受けている人、
妊娠中の人で、発熱や咳などの
比較的軽い風邪症状がある

3

①②以外の人で、
発熱や咳など比較的
軽い風邪の症状が続く
（4日以上続く場合は必ず
相談）

①②③のいずれかに該当する場合は、以下のどちらかにすぐに相談を

帰国者・接触者相談センター

（印旛健康福祉センター・千葉県）

24時間対応

☎ 0570-200-613

（コールセンター）

紹介

帰国者・接触者外来
紹介先の医療機関で
PCR検査を行う

市内医療機関

感染が疑われる症状がある人は、市内の医療機関に電話
で連絡した上で受診してください。市内にかかりつけ医
がない場合は、市健康増進課（☎043-421-6100）に
ご相談ください。

医師がPCR検査を必要と判断した場合、医師が「印旛市
郡医師会PCR検査センター」の検査予約を行います。

紹介

印旛市郡医師会PCR検査センター
指定された場所へ向かい、
ウォークスルー方式でPCR検査を行う

心が疲れて 元気が出ないとき

新型コロナウイルス感染拡大の影響は、
くらしから経済まで多方面に及んでい
ます。
先の見えない不安や葛藤、対処しきれ
ないストレスをそのままにしておくと、
心や体に不調が生じます。
誰かに話を聞いてもらうことで楽にな
ることがあります。一人で悩まずご相
談ください。

SNS心の相談 厚生労働省

心の悩みについてチャット形式で相談できます

厚生労働省SNS相談

検索



よりそいホットライン

（一般社団法人社会的包摂サポートセンター）

どんな人の、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決する方法を探します

☎ 0120-279-338

365日 24時間

心や体の健康に関する身近な相談先 市健康増進課

☎ 043-421-6100

平日8:30~17:15